

令和5年分 給与所得者の扶養控除等申告書

令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 神田 税務署長 練馬 市区町村長	給与の支払者 名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社 給与の支払者の法人(個人)番号 1122334455667	(フリガナ) あなたの氏名 山川 太郎 あなたの生年月日 54年1月1日 あなたの住所 東京都練馬区栄町23-7 あなたの配偶者 本人	扶養 扶養控除対象配偶者 扶養控除対象扶養親族 16歳未満の扶養親族 退職手当等を有する配偶者・扶養親族
--------------------------------	---	---	--

1 氏名、住所などの記入

所轄税務署長等
神田 税務署長
練馬 市区町村長

給与の支払者
名称(氏名)
〇〇〇〇 株式会社
給与の支払者の法人(個人)番号
1122334455667

(フリガナ)
あなたの氏名
山川 太郎
あなたの生年月日
54年1月1日
あなたの住所
東京都練馬区栄町23-7
あなたの配偶者
本人

1 所轄税務署長等

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

2 給与の支払者の法人(個人)番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

3 あなたの個人番号

あなたの個人番号を記載する必要はありませんが、個人番号を未提出の方は別途専用書類にてご提出ください。

4 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	令和5年中の所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)	ヤマカワ アキコ 山川 明子	個人番号記入不要	54・10・5	400,000円	○	東京都練馬区栄町23-7	
またる給与から控除を受ける 控除対象扶養親族(注2)	ヤマカワ イチロウ 山川 一郎	個人番号記入不要	13・2・4	0円	○	1234 Kakei Street... USA	
	ヤマカワ ジロウ 山川 二郎	個人番号記入不要	18・5・17	0円	○	東京都練馬区栄町23-7	
	ヤマカワ タカオ 山川 隆雄	個人番号記入不要	19・5・8	300,000円	○		

1 A 源泉控除対象配偶者

あなた(令和5年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人)に限り、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和5年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。
なお、年末調整において、配偶者(特別)控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

2 B 控除対象扶養親族

次の扶養親族について記載します。
イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人(平成20年1月1日以前に生まれた人)
ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人
(イ) 年齢16歳以上30歳未満の人(平成6年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人)
(ロ) 年齢70歳以上の人(昭和29年1月1日以前に生まれた人)

(ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和29年1月2日から平成6年1月1日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和5年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」
※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人にも扶養親族に含まれます。

3 個人番号

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要はありませんが、個人番号を未提出の方は別途専用書類にてご提出ください。

4 老人扶養親族(昭29.1.1以前生)

控除対象扶養親族が年齢70歳以上(昭和29年1月1日以前生)の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

5 特定扶養親族(平13.1.2生~平17.1.1生)

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満(平成13年1月2日~平成17年1月1日生)の場合に、チェックを付けます。

6 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。
また、控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。
源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。
また、上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者	本人	同一生計配偶者	扶養親族	寡婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由
	一般の障害者			1人		ひとり親	山川 隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成27年4月11日交付
	特別障害者			1人		勤労学生	

1 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。
※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

2 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。
なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満(平成20年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

(参考)

①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです(特定支出控除の適用がある場合を除きます。)

給与の収入金額	所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円
1,500,000円	950,000円
1,030,000円	480,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円
	1,080,000円
65歳以上	2,050,000円
	1,580,000円
	950,000円
	480,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

4 住民税に関する事項の記入

住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)	個人番号	生年月日	住所又は居所	源泉控除対象扶養親族	令和5年中の所得の見積額	異動月日及び事由
1 山川 太郎	個人番号記入不要	21・7・5	東京都練馬区栄町23-7	○	0円	
2						

1 16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)

年齢16歳未満(平成20年1月2日以後生)の扶養親族について記載します。

2 控除対象外国扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和6年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

3 退職手当等を有する配偶者・扶養親族

退職手当等(源泉徴収されるものに限り、以下同じです。)の支払を受ける配偶者(あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限り)又は扶養親族について記載します。

4 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。
また、退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」(留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人)、「障害者」又は「38万円以上の支払」(あなたから令和5年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人)のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。
この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類及び送金関係書類を令和6年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

5 令和5年中の所得の見積額(退職所得を除く)

令和5年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

6 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者(あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が48万円以下である人)をいいます。又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

7 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

- ※1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。
- 2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含まないこととされています。
- 3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書



記載のしかたはこちら



◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 ◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 ◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
 ◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」等をお読みください。

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大・昭 平・令	年 月 日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合には、○印を付けてください。)
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。	あなたの個人番号	世帯主の氏名	居住地の世帯主および世帯主とあなたの続柄をご記入ください		
住民税課税の市区町村	市区町村長	あなたに源泉控除対象配偶者	あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	あなたの住所又は居所	住民票の住所ではなく、令和6年1月1日時点で居住している住所(社宅居住者は社宅の住所)		配偶者の有無
区分等	源泉控除対象配偶者(注1)	令和5年度中の所得額が900万円以下の場合のみ対象となります あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除く)で令和5年度中の所得見積額が9.5万円以下の人が該当します	令和5年度中の所得の見積額	老人扶養親族(昭29.1.1以前生)	非	所得の見積額が9.5万円を超える人は、源泉控除対象配偶者には該当しません	
主たる給与から控除を受ける	控除対象扶養親族(16歳以上)(平20.1.1以前生)	年齢16歳以上(平成20年(2008年)1月1日以前生)の扶養親族を記載	個人番号記入不要	同居老親等 □ その他	生	所得の見積額が4.8万円を超える人は、控除対象扶養親族には該当しません	
	障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者 □ 障害者 区分 該当者 一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者 本人 同一生計配偶者(注2) 扶養親族 (人) (人) (人)	【同居老親等/その他】 控除対象扶養親族が、年齢70歳以上(昭和29年1月1日以前)の場合に次のいずれかに○を付ける ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき ⇒ 同居老親等 ②その人が①以外である時 ⇒ その他	特定扶養親族 □ 同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族	留	左記の障害者等に該当する人がいる場合(本人・扶養親族)その該当する事実やその人の氏名を記入する	
	16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)	年齢16歳未満(平成20年(2008年)1月2日以後生)の扶養親族を記載	あなたが「寡婦」「ひとり親」に該当する場合○を付けます	同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族	3	【ひとり親】 寡婦控除の要件に加え、生計を一にする子を有すること(総所得金額が4.8万円以下)のすべてに該当するひとり親について、控除適用となります 寡婦控除と違いひとり親控除は性別や婚姻歴に関わらず控除額は同額となります	日及び事由
	退職手当等を有する配偶者・扶養親族			同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族	4		日及び事由

※「令和5年度中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。

令和6年分 従たる給与についての扶養控除等（異動） 申告書

従

イタックスが主の給与の場合
従たる給与についての扶養控除申告書は記入不要です。

	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日 明・大・昭 平・令 年 月 日	あなたの続柄 明・大・昭 平・令 年 月 日
	あなたの個人番号	個人番号記入不要	
税務署長	あなたの住所 又は 居所	住民票の住所ではなく、令和6年1月1日時点で居住している住所 (社宅居住者は社宅の住所)	

A 主たる 給与の 見積額等	主たる給与の支払者の 名称(氏名)	左の給与の支払者から 受ける令和6年中の給与 の収入金額の見積額 ①	①の給与に対する 給与所得控除後の 金額 ②	①の給与から控除 される社会保険料 等の見積額 ③	あなたが控除を受けら れる配偶者(特別)控 除額、扶養控除額、基 礎控除額及び障害者等 の控除額の合計額 ④	③+④ ⑤	この申告書を提出することができる人は、2か所以上から給与の支払を受ける人で⑤の金額が②の金額よりも多い人です。
	主となる給与が支払われている 勤務先名称を記入してください	円				円	

左記の勤務先より受ける令和6年中の給与収入見積額を
記入してください
※おおよそで構いません
例≫1ヶ月の平均給与×12

B この申告書 の提出先の 給与から控 除を受ける	区分等	(フリガナ) 氏名	個 人 番 号		住所 又 は 居 所	異動月日及び事由 (令和6年中に異動があった 場合に記載してください。)
	源泉 控除対象 配偶者	あなたとの続柄	生 年	月 日		
控除対象 扶養親族 (16歳以上) (平21.11以降生)	1				<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満 又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	
	2				<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満 又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	
	3				<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満 又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	
	4				<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満 又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	
	5				<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満 又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	

C 他の給与 から控除 を受ける	区分等	(フリガナ) 氏名	個 人 番 号		令 和 6 年 中 の 給 与 収 入 見 積 額	住 所 又 は 居 所	他 の 給 与 の 支 払 者 の 名 称 (氏 名)
	源泉 控除対象 配偶者	あなたとの続柄	生 年 月 日	円			
控除対象 扶養親族 (16歳以上) (平21.11以降生)	1				円		
	2				円		
	3				円		

◎「主たる給与」とは、給与所得者の扶養控除等申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」をお読みください。